

労働組合つぶしの 大弾圧を許さない 3・10集会



520名の結集。
前半の司会を中村委員長が担当。

■主催者

あいさつ

全港湾大阪支部

樋口委員長（南大阪平和

人権連帯会議議長）

反弾圧集会の回を重ねることに結集人数は増えているが、解決につながっていない。

二月二日沖縄の中城湾

港で大分を出た自衛隊車両の積み下ろしを事前協議もなく行なったとして自衛隊に抗議、沖縄の港湾労働者が無期限ストへ

「協議なく港で積み下ろし」は防衛省が荷主。全国の港を止める用意があった。原則を守るとの回答でストを回避。全国の港には仲間がいる。労働組合にとって事前協議は根幹中の根幹である。

■現状報告

関生支部・坂田副委員長

近年まれにみる弾圧。昨年の夏、早朝から始まった逮捕。ハケ月をすぎ六十三名が逮捕されている。大阪府警と滋賀県警による嫌がらせ捜査は百二十ヶ所に及ぶ。憲法、法律無視の捜査。長期拘留で精神的揺さぶりをかける。黙秘を絶対に許さない取り調べ。滋賀県警は組織犯罪課。暴力団対応と同じ。本庁の指示という。やりたい放題。これが二十一世紀の警察か。早朝四時、五時から家宅捜査につっこんでくる。中小企業に対する任意調査で

は警察と一緒に税務署までが押し寄せ脅しをかける。組合運営に口を出す。「組合との協定は脅されて結んだやつ」と。

それぞれの利害が一致している弾圧。利権を我が物にするための弾圧。これから始まる万博、カ

ジノ建設で低賃金の労働者を使うための弾圧。憲法、原発、沖縄などの反対運動を止めようとする思惑が見える弾圧である。危険な時代がすぐに迫ってきている。満身

創痕の闘いを強いられ、ても明るく闘っていく。労働者の権利を守る闘いという自覚と勇気を

注。3月20日現在、10名の仲間が獄中に在る。

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

持つて臨む。

■講演

熊沢誠さん

(労働研究者)



□なぜ今か

労働組合運動が衰退しているから。労働組合に弾圧を加えても大したことはならないと権力は見ている。ストライキが皆無。いまだきストライキかという考えが今の日本に浸透している。弾圧を加えても大したことはならないと権力は踏ん

でいる。

□なぜ関生か

まっとうな労働組合だから弾圧される。

理由①関生支部は企業の枠を超えた業種別産別の単一労組。正・非正規を包み込んでいる。

理由②産業のあり方を視野に収めた強い労働組合。川上にセメントメーカー川下には大手ゼネコン。その間で収奪にあえぐ運送、生コン業界の経営の安定なしに労働条件の安定はあり得ない。協同組合を育て、共同の受注と発注を実現し生コンの価格を維持する。中小企業の安定なしに労働条件の

改善維持はありえない。労働者を犠牲にして競争によって儲けるのが資本の本質。関生支部は言うだけではなく、必要なストライキを実行する。掲げる要求は労働条件だけでなく価格維持も含まれる。

セメントメーカーやゼネコンに従属する大阪広域協は「商売のじやま」と関生支部と関係を維持している良心的な業者に生業が成り立たないようにする。良心的な業者は泣く泣く不当労働行為を行う。そして、なぜか右翼排外主義のヘイトスピーチが現れる。国家・警察が直接介入してくる。ス

トライキやビラ配りなどの抗議行動を暴行、脅迫として刑事罰に追い込む。取り調べは治安維持法下の特高と同じ。まっとうな労働組合員に「運動から離れろ」「関生をやめろ」となぜ警察が言えるのか。

不当な争議だとして損害賠償が続く。ストライキは非合法の犯罪とみなすという国のあり方に今、来ている。

□民主主義とは何か

人々が自分の生活に影響を及ぼすことに決定権を持つこと。普通の労働者は大きな権力も大きな財産も政治家のコネもな

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

い。そういう普通の労働者にとつての民主主義とは自分の生活に影響を及ぼす労働条件への決定参加権に他ならない。それが労働三権であり、憲法二十八条に記されている。関生弾圧を野党や世論はわかっているのか。産業民主主義の危機には鈍感で政治の、国会の問題になつていない。

ファシズムは大きな歩みを始めている。政党やナショナルセンターの枠を超えた広範な戦線の構築が必要である。

□まとめと行動提起

大阪地裁、大津地裁で公判が始まる。弾圧の身がわかる。参加して現実を見て知ってほしい。

毎週土曜日には大阪府警、大津警察署前で抗議行動を行う。

編集委員 T

・憲法28条「労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」

・労働3権「団結権、団体交渉権、団体行動権」
労働組合が会社に打撃を与えても損害賠償を請求できない。労働組合法に明記されている。これは労働者の生存権に直結している。

大阪市ボランティア

活動振興基金福祉課題に

取り組む調査研究支援事業

2018年度

「介護と人権の共同調査・研究事業」

「介護と人権の共同調査・研究事業」に取り組むため大阪宅老所・グループハウス連絡会が呼びかけて実行委員会が作られました。「NPOみなと」と「安心できる介護を！懇談会」も参加、協力を行いました。

それは、

①介護保険制度の中でケアマネジメントに関わる職種の人たちの業務に関する意識や意見

をアンケートによって調査すること。

②在宅サービスの担ってきた小規模の事業所が、要支援の高齢者を総合事業へ移行させるなどの制度の再編によって様々な問題を抱え始めていると想定された。

経営者・管理者の介護保険事業に関わる意識や意見をアンケートによって調査すること。

③要介護（要支援を含む

